

平成24年 3月25日(日)開催

町制施行40周年記念

[第21回]

けんむ

# 上里町乾武マラソン大会

## 大会当日の交通規制のお知らせ

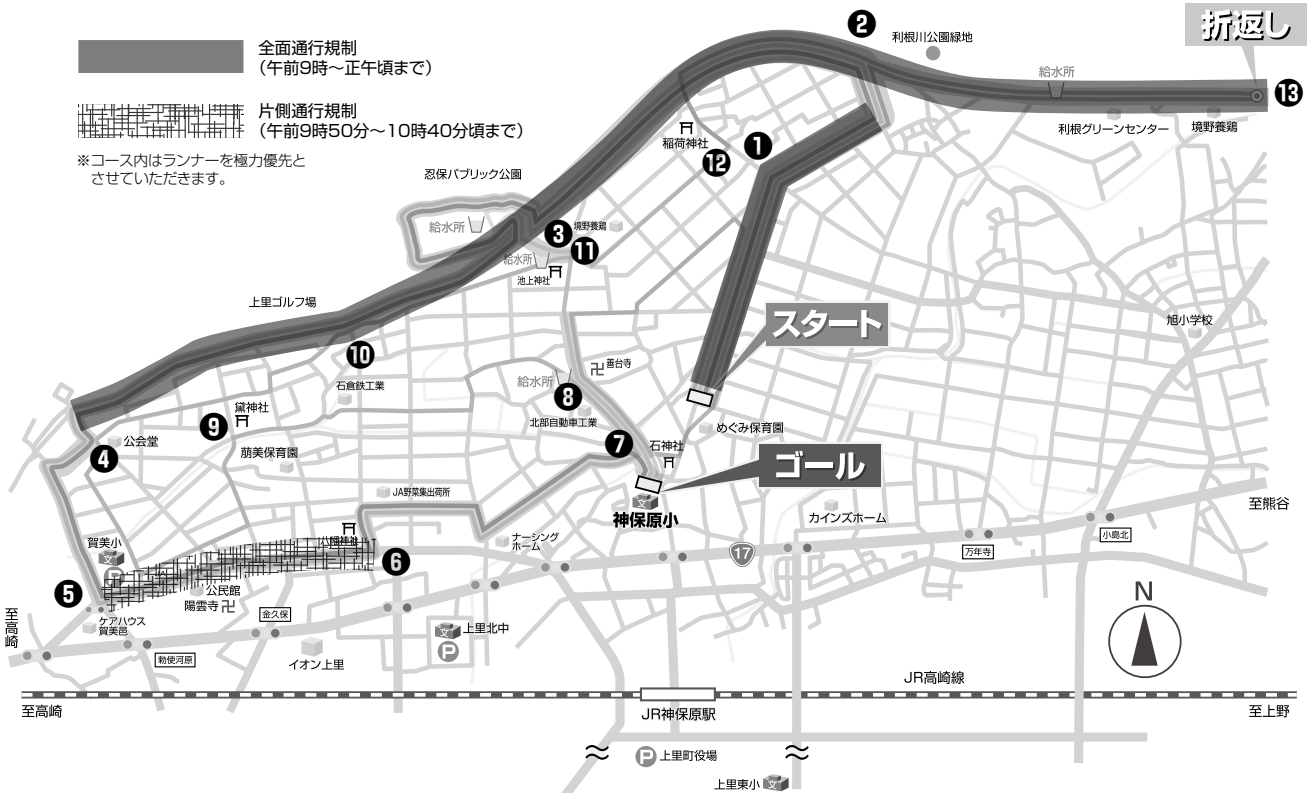
3月25日(日)開催、第21回上里町乾武マラソン大会のコース等をお知らせします。今大会からコースが大幅に変更されました。(コースは裏面に掲載してあります。)  
大会当日は、午前9時から正午頃まで、マラソンコース内の道路が交通規制されます。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。



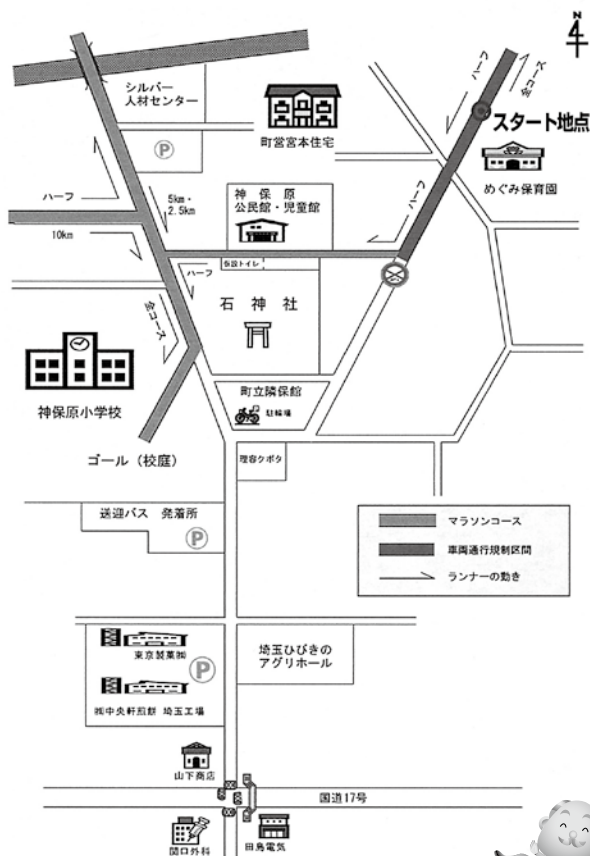
### 第21回大会ランナー通過予測時刻

No.	場 所	通過予測時刻	No.	場 所	通過予測時刻
☆	スタート	9:20 ~ 9:40	⑧	北部自動車前	9:34 ~ 10:45
①	観音寺裏	9:23 ~ 11:55	⑨	黛神社前	10:07 ~ 10:58
②	植竹堤防上	9:25 ~ 11:50	⑩	上里ゴルフ場裏	10:15 ~ 11:16
③	パブリック公園入口	9:30 ~ 9:54	⑪	池上神社裏	9:32 ~ 11:24
④	西金公会堂前	9:50 ~ 11:05	⑫	稲荷神社裏	10:20 ~ 11:30
⑤	賀美小西信号	9:53 ~ 10:25	⑬	折返し地点	10:27 ~ 11:45
⑥	八幡神社前	9:56 ~ 10:33	★	ゴール	10:37 ~ 12:00
⑦	石神社西	9:35 ~ 10:43			

## ● 乾武マラソン大会交通規制マップ ●



# 《乾武マラソン大会会場周辺図》



## 沿道でランナーを応援しよう！

走る皆さんにとっては、沿道からの声援が何よりの励みとなります。ぜひランナーと応援者が一体となって、すばらしいマラソン大会にしましょう。



## 駐車場ののご案内

会場周辺には駐車場がほとんどないため、大会当日は臨時駐車場を3か所（上里町役場・上里北中学校・賀美小学校）設置します。各駐車場から送迎バス（午前7時～8時20分まで及び午前11時～午後1時まで20分間隔）を運行します。

駐車場の混雑が予想されますので、会場にはできるだけ徒歩又は自転車でお越しください。

## マラソン大会の写真募集！

マラソン大会の写真（ランナー・応援者・会場の様子など）を募集します。4月10日(火)までに、総務課庶務係【☎35-1234】まで写真（データ可・返却不可）をお持ちください。



応募者の中から抽選で10名様に「こむぎっちグッズ」を差し上げます。（応募点数に関係なく、受付は一人一回のみとします。）

※応募写真は広報等で使用させていただくことがありますので、人物が特定できる場合は必ず本人の承諾を得てください。

### 大会に関する問い合わせ先

上里町乾武マラソン大会実行委員会事務局【☎35-1245】（上里町教育委員会生涯学習課内）



## 児童館からのお知らせ

平成24年4月1日より、賀美児童館・長幡児童館の土曜日開館時間が午前9時～正午までになります。午後は休館になりますので、恐れ入りますが、七本木児童館・神保原児童館をご利用ください。

（問い合わせ先）

- ・賀美児童館【☎34-1100】
- ・長幡児童館【☎35-3541】

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ「こむぎっち」の申請も済ませていただく。平成23年10月から制度の変更により、これまで子ども手当の受給者であった方も含めて、対象のお子さんを持つすべての方は申請が必要です。

平成23年10月1日に受給資格がある方は、平成24年3月30日(金)までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができまますので、申請がまだお済みでない方は、早めに申請をしてください。（期日までに提出されなかった場合は、申請した翌月分からの支給になりますのでご注意ください。）

また、子どもが生まれたときや、他市区町村からの転入の場合は、速やかに申請してください。この場合は、原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

問合せ：福祉こども課こども青少年係  
【☎35-1236（直通）】

手当額（平成23年10月分～平成24年3月分）

区分	月額
0～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1・2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

# 税務通信



## 国民健康保険に加入の方へ

国民健康保険に加入の方は、世帯の前年中の合計所得が一定の範囲以内の場合、均等割額と平等割額が減額（7割・5割・2割）される制度があります。軽減の対象となるためには、所得がなくても16歳以上の世帯全員の収入の申告が必要になりますので、申告をお願いします。

また、国民健康保険には、収入が減少して保険税を払うのが大変な場合や、火災等の災害に遭われた方への減免制度（要審査）がありますので、ご相談ください。

【☎35-1220（直通）】

## 軽自動車・バイク等の 廃車手続きについて

平成24年4月1日現在、軽自動車・バイク・農耕用トラクタ等を所有している場合は、平成24年度の軽自動車税の対象になります。乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、3月30日（金）までに廃車手続きを行ってください。

なお、その手続きを行わないと、引き続き税金がかかってしまいますので、ご注意ください。

種類	届出先
バイク（125cc以下）	税務課資産税係 【☎35-1220】 （ナンバープレートと印鑑を持参してください。）
農耕用トラクター 小型特殊自動車	
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会熊谷支所 【☎048-574-1662】※
二輪車（126cc以上）	埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 【☎050-5540-2027】※

※手続きに必要なものは事前にお問い合わせください。

## 原付バイク（第一種原付・総排気量50cc以下）

# こむぎっち ナンバープレートの交付が始まります！

町のマスコットキャラクター「こむぎっち」が入った原付バイクの新課税標識（オリジナルナンバープレート）の交付が始まります。

対象車両…第一種原動機付自転車・総排気量50cc以下の白色ナンバーのもの

※90cc以下、125cc以下のバイクやミニカー、小型特殊自動車等は該当になりません。

交付開始日…平成24年4月2日（月）、午前8時30分～

交付枚数・手数料…限定1,000枚・無料

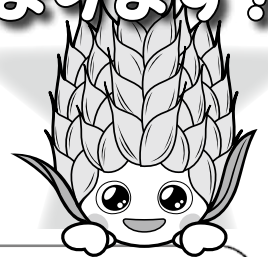
準備…【新規登録の場合】①申請書・②販売を証明する書類、又は譲渡を証明する書類と廃車証明・③印鑑、【標識変更の場合】①申請書・②現在交付している標識・

③現在交付している標識交付証明書・④印鑑

### （注意事項）

- ・従来の標識と新しいデザインとの選択制となります。
- ・希望標識の対応はできません。受付順に標識番号を交付します。
- ・既交付標識から新標識への交換は原則1回のみです。（新標識からの交換はできません。）
- ・交換する既交付標識を故意・過失に基づき破損・紛失した場合は、弁償金が必要です。
- ・午前8時30分時点で交付手続き等の来庁者が複数の場合は、受付順番を抽選します。
- ・標識交換の場合は番号が変わりますので、自賠責保険の変更手続等が必要です。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220（直通）】



## 納税相談窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

### ◆3月の開庁日

○休日（午前8時30分～正午）

3月11日（日）

○夜間（午後8時まで）

3月26日（月）

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

### ◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220（直通）】

## これまでの人権施策の見直しを行いました。

上里町では、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、同和問題の早期解決をめざし、この問題を人権問題の中の重要な課題に位置づけて、昭和44年の「同和对策事業特別措置法」施行以来33年間、様々な事業を推進して参りました。

このことは平成13年に同法が失効した後も、町が定めた「今後の同和行政基本方針」や「今後の同和教育基本方針」に基づいて継続され、同和問題に関する民間運動団体への支部活動費補助金や隣保館事業・集会所事業等の様々な施策を実施して参りました。

その結果、生活環境などの物的な整備については大きな成果を上げ、心理的差別につきましても一定の進展が見られるようになりました。

それらの成果や情勢の変化等を考え合わせた結果、今後は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、同和問題もあらゆる人権問題の中の一つとして、町が主体性をもって人権教育・啓発の推進に努めることで、人権を尊重し合い差別のない明るい町づくりに努めて参ることとしました。

具体的には、下記のような見直しを行いました。

### 記

- (1) 「今後の同和行政基本方針」、「今後の同和教育基本方針」、「上里町人権・同和行政実施計画」については、平成23年12月28日をもって廃止する。
- (2) 「上里町同和对策民間運動団体に対する対応基準」については、平成23年12月28日をもって廃止する。  
あらゆる民間運動団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない。
- (3) 「運動団体支部活動費補助金」については、平成24年度をもって廃止する。
- (4) 集会所事業・隣保館事業については、平成24年度をもって廃止する。

集会所・隣保館については、地元行政区への移管や他施設としての利用又は解体等を検討していく。

(人権共生課)

## 国民年金コーナー

No.332

### 裁定請求書について

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、日本年金機構が管理している年金加入記録をあらかじめ印字した年金の「裁定請求書」や「年金に関するお知らせ」が送付されます。

#### 【送付時期と送付物】

##### 〔60歳到達月の3か月前〕

① 受給資格があり（納付済期間等が25年以上）、60歳で受給権が発生する方には、「裁定請求書」と「裁定請求の案内」についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくこととなります。

② 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、「裁定請求の案内」が送付されます。

③ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した「裁定請求の案内」が送付されます。

##### 〔65歳到達月の3か月前〕

① 受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、「裁定請求書」と「裁定請求の案内」についてのリーフレットが送付されます。65歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくこととなります。

② 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、「裁定請求書」と「裁定請求の案内」についてのリーフレットが送付されます。

問合せ：年金ダイヤル **【0570-05-1165】**

(IP電話・PHSからは**【03-6700-1165】**)